

	先端設備等の特例の要件
対象者	<p>常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人(大企業の子会社を除く) (資本金もしくは出資金を有しない場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人)</p>
対象設備	<p>平成30年6月6日から平成33年3月31日までに取得した機械及び装置、工具・器具及び備品、建物附属設備 【設備の要件】 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 (減価償却資産の種類/最低取得価額/販売開始時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置/160万円以上/10年以内 ◆測定工具及び検査工具/30万円以上/5年以内 ◆器具備品/30万円以上/6年以内 ◆建物附属設備※/60万円以上/14年以内 <p>※家屋と一体となって効用を果たすものを除く</p>
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産・販売活動等の用に直接供されるものであること。 ・中古資産ではないこと。
特例措置	<p>対象設備の課税標準額が 3年間 0</p>
特例の申告に必要な書類	<p>①償却資産特例申告書 ②「先端設備等導入計画に係る認定通知書」の写し ③「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し ④工業会等からの仕様等証明書の写し</p> <p>リース会社が申告を行う場合は上記①～④に加え</p> <p>⑤リース契約書の写し ⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し</p> <p>※③～⑥については、計画申請時に藤枝市産業政策課にご提出いただければ添付は必要ありません。</p>
労働生産性の目標伸び率	<p>年平均3%以上</p>
根拠法令	<p>先端設備等導入計画：生産性向上特別措置法 固定資産税の特例：地方税法附則第15条第47項</p>